

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

規則	ページ
秋田県行政組織規則の一部を改正する規則(七一・総務課)……………	1
秋田県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(七二・環境政策課)……………	1
天災による被害農林漁業者に対する経営資金及び事業資金に係る利子補給費及び損失補償費補助金交付規則の一部を改正する規則(七三・流通経済課)……………	1
建築基準法施行細則の一部を改正する規則(七四・建築住宅課)……………	2

規 則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第七十一号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則(昭和五十六年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項障害福祉課の項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

第十一条第一項労働政策課の項第二十号中、「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

第十四条第一項の表秋田県障害者施策推進協議会の項中「第二十七条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、「による」の下に「秋田県障害者計画に關し同法第九条第五項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規定する事項の処理、」を加える。

第十五条の四第三項の表秋田県秋田地域振興局岩見ダム管理事務所の項中「河辺郡河辺町三内」を「秋田市河辺三内」に改める。

第三十二条の表秋田県秋田福祉事務所の項中「河辺郡」を削る。

第六十九条中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

第三十三条の表中「河辺郡雄和町相川」を「秋田市雄和相川」に改める。

第八十一条の表中「河辺郡河辺町戸島」を「秋田市河辺戸島」に改める。

第二百四十一条の表秋田県秋田空港管理事務所の項中「河辺郡雄和町樺川」を「秋田市雄和樺川」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年一月十一日から施行する。ただし、第十四条及び第六十九条の改正規定は公布の日から、第十一条の改正規定は同月一日から、第七条の改正規定は同年二月一日から施行する。

秋田県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第七十二号

秋田県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県公害防止条例施行規則(昭和四十六年秋田県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「秋田市」の下に、「(河辺及び雄和を除く。)」を加え、「船越船越、脇本脇本、脇本富永、脇本田谷沢、脇本浦田、脇本〇〇沢、脇本百川、船川港船川、船川港比詰、船川港仁井山、船川港南平沢、船川港増川、船川港女川、船川港台島、船川港双六、船川港小浜、船川港本山門前、船川港金川及び船川港樺」を「船越、脇本及び船川港」に、「南秋田郡昭和町、同郡飯田川町、同郡天王町及び同郡井川町」を「潟上市及び南秋田郡井川町」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年一月十一日から施行する。ただし、「南秋田郡昭和町、同郡飯田川町、同郡天王町及び同郡井川町」を「潟上市及び南秋田郡井川町」に改める部分は、同年三月二十二日から施行する。

天災による被害農林漁業者に対する経営資金及び事業資金に係る利子補給費及び損失補償費補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第七十三号

天災による被害農林漁業者に対する経営資金及び事業資金に係る利子補給費及び損失補償費補助金交付規則の一部を改正する規則
天災による被害農林漁業者に対する経営資金及び事業資金に係る利子補給費及び損失補償費補助金交付規則(昭和三十四年秋田県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表中「平成三年九月十二日から二十八日までの間の暴風雨及び豪雨についての天災」を「平成十五年五月中旬から九月上旬までの間の低温及び日照不足についての天災」に、「年四・〇八三七五パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年二・二二五パーセント」及び「年一・四六二五パーセント」を「年一・五パーセント」に、「平成三年七月中旬から八月中旬までの間の低温についての天災」を「平成十六年八月十七日から九月八日までの間の豪雨、暴風雨及び高潮についての天災」に、「年三・八七七五パーセント」を「年一・八五六二五パーセント」に、「年二・〇二五パーセント」及び「年一・二七五パーセント」を「年一・六八七五パーセント」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第七十四号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和四十七年秋田県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

雄和町	河 辺 町
(三)項に掲げる地域を除く地域	(三)項及び(四)項に掲げる地域を除く地域

を削り、同表(三)項中

河 辺 町	岩見のうち字新川、字鶴養、 字東、字杉沢、字蒼森
-------	-----------------------------

別表(二)項中

雄和町	山内のうち字上三内、字砂子 淵、字三内川
碓田	神ヶ村、新波、向野、萱ヶ沢、 碓田

を削り、同表(四)項中

河 辺

町	国有林地
---	------

を削る。

附 則

この規則は、平成十七年一月十一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田県松原印刷株式会社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubaransatsu.co.jp